

助成金事業の内容

1. 傷害共済保険のご案内

言語聴覚障害児・者が社会活動を行うときの移動時のリスク保障の代行を行います。傷害保険料を当 NPO 法人が支払います。手続きは移動日と移動先、被保険者の氏名、住所、年齢を当 NPO 法人の事務局に FAX すれば、こちらで手続きは行います。傷害治療 5,000 円、死亡 3,000 万円です

2. 助成金事業のご案内

I 型：言語聴覚障害当事者を講師とする講演会開催への助成金 (上限 2 万円)
当事者である講師の謝礼や交通費として助成します。

II 型：①言語聴覚障害児・者の社会参加促進の諸活動への助成金 (上限 10 万円)
活動内容の幅が広く、社会参加促進につながるものであれば
助成の対象になります。

②「失語症者向け意思疎通支援者養成事業」促進の助成 (1 件 20 万円)
都道府県士会の活動支援として 1 回のみ助成する。
助成金利用期間は 2～3 年とし、毎年利用状況の報告をする。

3. 言語聴覚障害児者の闘病記・体験記の制作支援事業のご案内 (新規事業)

目的：言語聴覚障害児者の闘病・体験などを本にまとめ社会に理解を広める
手助けをする。

利用方法：都道府県言語聴覚士会からの紹介とする。

当 NPO 法人宛にメールで申し込む。

利用回数：1 言語聴覚士会に 1 件

助成内容：①出版費用の内 50 万円を当 NPO 法人が負担する。

②支払いは出来上がった本を当 NPO 法人が確認後に言語聴覚士会
宛に行う。

③本にする原稿の構成・編集は窓口となる言語聴覚士が原則行う。
構成・編集に関して、言語聴覚士会レベルでの対応が可能であれば
協働していただく。

④製本作業は窓口の言語聴覚士または言語聴覚士会が対応して
いただく、対応が困難の場合は当 NPO 法人が支援いたします。

助成件数：年間 3 件の言語聴覚士会とする。

希望が多かった場合は当 NPO 法人で協議し決める。

以上

なお、当 NPO 法人のホームページに事業 1, 2 については事業要項を載せておりますので詳細についてはそちらをご覧ください。ご不明の点については事務局までメール等でお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

>+++++

>NPO 法人

>言語聴覚障害児・者社会活動支援の会 事務局

874-0848 別府市大畑 18-5 倉品房代

Tel : 0 9 7 7 - 2 3 - 1 8 9 2

>saflan-net@theia.ocn.ne.jp

><http://www.situgo.net>

>+++++

助成金事業

事業要項 事業の流れ 助成金申請書 助成金事業報告書

NPO 法人言語聴覚障害児・者社会活動支援の会

助成金事業要項

助成対象	I 型：言語聴覚障害児・者を講師とする講演会開催への助成金事業 言語聴覚障害当事者が体験を語るなど講師になる場合の、当事者への謝礼や交通費などの一部を助成対象とします。 II 型：言語聴覚障害児・者の社会参加促進を目的とした諸活動に対する助成金事業 ①言語聴覚障害児・者のためのグループ活動、社会活動促進のための「調査研究」、教育的講演会、啓発活動、コミュニティ活動などの諸活動の費用の一部を助成対象とします。 ②「失語症者向け意思疎通支援者養成事業」の促進のための助成については、各県言語聴覚士会に対してのみ行います。
受付期間	申し込み締め切りは10月末日まで。過日は無効
助成金額	I 型：1 件当たり 2 万円を上限とします。 助成件数 10 件程度 1 団体 年間 1 回 II 型：① 1 件当たり上限は 10 万円です。 助成件数 5 ～ 8 件程度 ②全国の県言語聴覚士会に対する「失語症者向け意思疎通支援者養成事業」に関する助成金は、1 県士会に 20 万円 1 回のみ、活用期間は 2 ～ 3 年、毎年度に使用状況の報告をお願いします。

対象団体や活動について	助成金Ⅰ型・Ⅱ型共通 ①全国の各都道府県に地域的な偏りがないように、助成できるように心がけています。 ②申請多数の場合、申請団体の障害領域の偏りがないよう配慮いたします。 ③他団体の助成金制度などで助成対象となりにくい費目についても、当助成事業では助成対象となることがありますので、用途の目的と必要性について申請書に明確に記入してください。 ④言語聴覚障害をもつ当事者やご家族による社会参加を促進する支援活動、民間ボランティアグループや団体、他NPO法人を対象とします。 ⑤「これから活動しようと考えている方」の申請も可能です。 ⑥書類提出など当NPO法人の取り決めに適切に履行できること。 Ⅰ型講師の範囲：言語聴覚障害を持つ当事者を優先しますが、ご家族を対象とすることもあります。 Ⅱ型諸活動の例：①学習会活動、失語症会話パートナー養成、当事者団体の諸活動（会費は除く）、交流会活動、障害者が行う文化芸術活動（作品展示会・演奏会・演劇など）②県言語聴覚士会の行う「失語症者向け意思疎通支援者養成事業」に関わる活動。
申込方法	「言語聴覚障害児・者社会活動支援の会 助成金申請書（様式1）」に必要事項をご記入・捺印の上、当NPO法人事務局まで郵送または電子メールにてお送りください。 申請書はホームページよりダウンロード又はコピーしてワードに張り付けてご利用ください。FAXは無効です。
選考結果の通知	募集終了後、10月末に当会の選考委員会で検討し、その結果は速やかにメールで通知します。その際、交付方法に関する手続きについてご連絡いたします。 振込先の<u>銀行名・支店名・口座種類と番号・名義人</u>についてお問い合わせいたします
助成金の交付期間	助成金は、決定後1ヶ月以内にご指定の口座に振り込みを予定（原則）しています。

使途報告	報告書は活動終了後、1ヶ月以内に提出をお願い致します 当 NPO 法人指定の書式（様式2）によるご報告をお願いします。 また、助成金の活用に関する概要については、当会のホームページで公表させていただきます。 提出された内容をそのまま転載することがありますので、個人情報保護にご留意ください。 報告書の提出は、メールにてお願いします。写真等ある場合は郵送で。
留意事項	①言語聴覚障害児・者の地域での自立と社会参加に直結する事業、また緊急性の高い事業を優先します。 ②できるだけ地域との連携を図る意味で、地元の助成金事業を積極的に活用するようご検討をお願いいたします。 ③当会の助成事業は年度終了毎に、年間の実績と運用方法について評価を行います。次年度以降、この申請要項は改正されることがあります。必要に応じて助成金額、助成選考方法などの修正を行うことがあることを御了承ください。 ③対象は原則として団体ですが、個人での申請を希望する方は事前に事務局にご相談ください。実情に即して検討させていただきます。 学生主体の団体での申請も可能です。 ④「調査研究」は、できるだけ学会などへの発表を試みてください。 ⑤活動に際して当 NPO 法人からの助成を受けた事をチラシやプログラムなどで明記や広報をあわせてお願い致します ⑥飲食代としてのご利用はできません。
お問い合わせ先	助成金申請書の送付先は下記の当会事務局となります。 874-0848 大分県別府市大畑 18-5 倉品方 NPO 法人 言語聴覚障害児・者社会活動支援の会事務局 倉品 房代 HPアドレス http://www.situgo.net メールアドレス saflan-net@theia.ocn.ne.jp